

2026年8月21日

各 位

福島市大町3番25号
株式会社 東 邦 銀 行
取締役頭取 佐 藤 稔

休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への休眠預金の移管に関する公告

当行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について下記のとおり公告します。

なお、対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって預金債権が消滅することとなりますが、引き続き当行を通じて当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細については、お取引店にお問合わせください。

記

1. 対象となる預金等

2016年3月1日から2017年2月28日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限^(注)

2027年8月21日（公告した日から1年を経過する日）

（注）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上